

令和5年度 日野市子ども食堂推進事業補助金 Q&A(令和5年8月22日時点)

No.	質問	回答
1	補助対象となる期間はいつからいつまでですか。	令和5年度4月1日～令和6年度3月31日までとなります。 領収証やレシートがある場合に限り、遡って請求することが可能です。
2	有効なレシートはどのようなものでしょうか。 また、領収証でも宛名の記入欄が無い物がありますが、それでも有効ですか。	有効なレシートは「領収書を添付する際の注意事項」とおりとなります。 宛名記入欄の無い領収証は、団体側で宛名を記入してください。
3	子ども食堂団体が加入すべき推奨保険は、市としてはどのようなものを想定していますか。	補助金の要件としては、子ども食堂で食中毒やアレルギー等が発生した際に補償を行う、イベント保険、行事保険等を想定しております。 また、スタッフが事故等でケガをした場合に備えるボランティア保険への加入は任意となりますが、安全のためにも加入を推奨しております。
4	「保健所への届出等の書類の写しを添付すること」とありますが、保健所に提出した書類が手元にない場合は、どのようにしたら良いでしょうか。	原則として、保健所への届出等の書類の写しが必要です。 ただし、既に保健所へ届出が済み済みで届出書類の写しが無い場合には、別紙1「届出等の内容」欄に、どのような内容の届出をいつしたのか、記載することで、書類の写しは不要とします。
5	通帳のコピーは口座名義、口座番号の記載されている表面のみでよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	当初想定した金額より実際に使用した金額が少なかった場合には返還金が生じると思いますが、逆に実際に使用した金額が多かった場合にはどうなるのでしょうか。	事前の事業計画が大きく変わる場合には計画変更の申請が必要となり、その際に補助金の申請金額も変更することができます。ただし、予算には限りがあり、対応できないこともあるため、計画変更が必要な場合にはお早めにご相談をお願いいたします。
7	子ども食堂として事業実施前であっても、事前に補助金の申請をしても大丈夫ですか。	具体的な事業計画が作成できていれば、申請していただいて構いません。
8	補助要件に原則として月1回の定期実施とありますが、給食のない時期の食の支援として三季休業期間のみの実施の場合、補助対象とならないのでしょうか。	原則としては月1回、年間12回の定期開催が補助要件となっています。 ただし、理由があり三季休業期間中のみの実施をしている場合には、年12回の開催に準じる内容であれば申請可能と考えられるため、事前にご相談ください。
9	名刺の印刷代は補助対象となりますか。	子ども食堂の広報活動として使用するのであれば、補助対象となります。
10	代表者が2名いる場合、共同代表者として申請しても大丈夫でしょうか。	会則等で共同代表を置く旨の記載があれば申請可能です。
11	子ども食堂設備整備経費について、支出予定額の内訳は提出不要ですか。 また提出が必要な場合、様式などはありますか。	任意の様式で、リフォーム代の見積もり書や購入希望商品の価格が分かるページ（カタログのコピーやネットショッピングのスクリーンショットでも可）の提出が必要となります。
12	市や東京都などが主催する説明会へ参加するための交通費は対象となりますか。	食材の運搬に係る交通費のみ補助対象となります。スタッフの出勤等、それ以外の交通費は補助の対象外です。
13	子ども食堂の開設・支援拡大に係る備品購入等の設備整備費とは具体的にどのようなものが対象になりますか。例えば炊飯器や大きい鍋は対象になりますか。	冷蔵庫や炊飯器、IHコンロなどの家電製品やワゴン車のリース、デリバリーカートの購入などが対象になります。 今後購入予定のもので設備整備費の対象になるかご不安な場合は、事前にご相談ください。 また、鍋などの調理器具や食器は「子ども食堂の実施に係る経費(需用費)」の対象となり、「設備整備費」の対象外になりますのでご注意ください。 (子ども食堂の実施に係る経費の対象については「日野市子ども食堂推進事業補助金交付要綱」6ページをご覧ください。) 対象になるかの判断でご不明な点があれば、お問い合わせください。